



やまが環境便

令和5年
6月1日発行
山鹿市環境課
☎43-7211

◎使用済みてんぷら油を回収します！

てんぷら油（家庭廃食油）の回収キャンペーンを実施します。回収した廃食油はBDF（バイオディーゼル燃料）として利用されます。



《期間》令和5年6月1日（木）～令和5年7月28日（金）

《回収場所》山鹿市環境センター、各市民センター

【注意】山鹿市役所では回収出来ません。

《回収方法》天かす等のごみを除き、ペットボトルや油購入時のプラ容器に入れてください（びん・缶は不可）。

※回収できるのは、てんぷら油等の植物油だけです。動物油（ラード等）、鉱物油（エンジンオイル等）は回収できません。

◎野良猫等の侵入を防ぐ方法

猫が家の敷地に入ってこられないようにする方法を一部ご紹介します。

1. 進入路をふさぐ！

猫は狭い場所を好み、家の軒下や納屋などに入り込むことがあります。進入路となりうる隙間に網やネットを張ることで、物理的に侵入を防ぎましょう。



2. 猫の苦手なものを活用！

①水：猫は水に濡れることを嫌うため、猫の通り道やふん尿をする場所へのこまめな水まきや、濡れ新聞を敷いてみましょう。

②臭い：猫の苦手な臭いのするものを活用しましょう。

市販の忌避剤を散布したり、コーヒーかすやお米のとぎ汁など猫が嫌う臭いのするものを散布してみましょう。

③超音波：市販の超音波発生装置を設置することも一つの方法です。ただし、超音波の届く範囲に限りがあり、猫が次第に慣れてしまうことがあります。



※効果には個体差があり、長続きしない場合や反復継続が必要な場合があります。

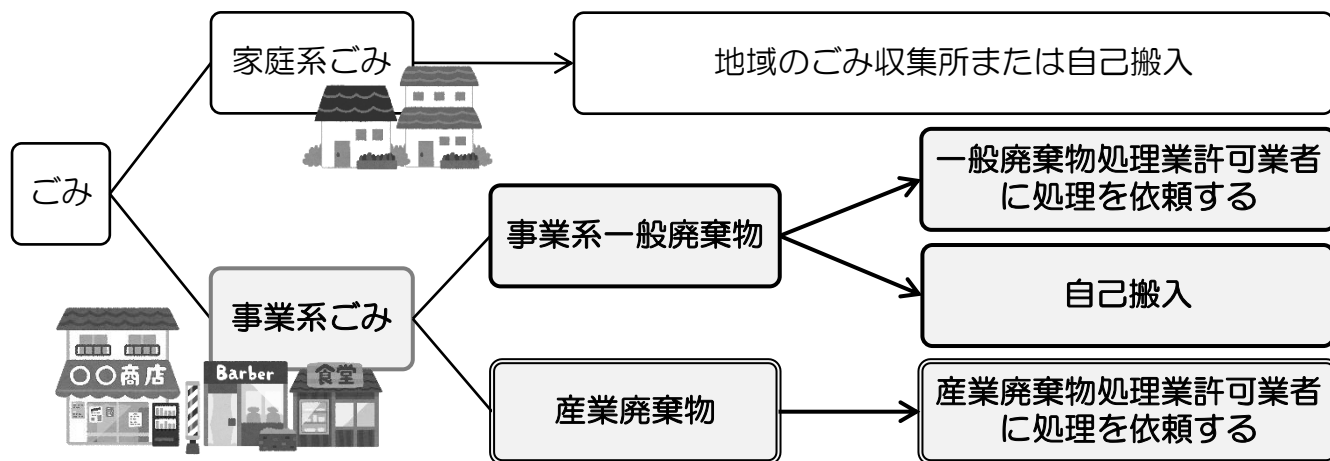
※猫は愛護動物です。虐待にあたる行為は法律で禁止されています。

◎お店や事業所などのごみを 地域のごみ収集所に出さないで！



地域のごみ収集所は家庭から出る「家庭系ごみ」を収集する場所です。営利・非営利を問わず、事業所、作業所、店舗、商店（個人事業主を含む）などの事業活動から生じた「事業系ごみ」を出すことはできません。

廃棄物処理法第3条において、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定められています。



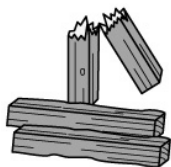
🍎 産業廃棄物とは？ 🍎

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律で規定された20種類（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん）の廃棄物。また、建設業の木くず、印刷業の紙くずなど、特定の事業活動に伴う一部の廃棄物。

(例) 建築廃材

蛍光灯(ガラスくず)

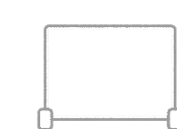
弁当ガラ(プラくず)



農業用ビニール



事務用品(金属・プラくず)



アクリル板 …など

🍎 事業系一般廃棄物とは？ 🍎

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。

(例)



植栽の剪定枝

事務書類



飲食店・
小売業の生ごみ



…など